

暴風警報発令時における 西川会館の休館について

西川会館運営委員長 兼子敦司
西川区区長 安野泰史

台風接近に伴う暴風警報発令時の
西川会館の臨時休館についてお知らせします。

- ①午前7時30分において警報が発令されている場合
朝（9:00～12:30）の時間帯Aは休館。
- ②午前11時30分において警報が発令されている場合
昼（13:00～17:00）の時間帯Bは休館。
- ③午後4時00分において警報が発令されている場合
夜（17:30～21:00）の時間帯Cは休館。
- ④開館中に警報が発令された場合は、直ちに休館。

8月31日午後4時において警報が発令されている場合
9～11月分の利用申し込みは、
9月1日(日)午後6時から午後7時に受け付けます。

休館時の利用料金の払い戻しは、
月末の利用申し込み時に精算します。